

社会福祉法人愛知県厚生事業団 入札参加者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、社会福祉法人愛知県厚生事業団 パソコン売買契約の締結について、社会福祉法人愛知県厚生事業団（以下「事業団」という。）が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者。
- (3) 破産者

2 入札参加者が前項各号の一に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人をして使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 契約の適正な履行を確保するため（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う購入の既納入部分の確認を含む。）に必要な監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したとき、又は、契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は免除する。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、物品名・数量及びその他契約締結に必要な条件（以下「仕様書」という。）を検討のうえ、入札しなければならない。

2 仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、特別な指示がある場合を除き、総価により行わなければならない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第8条 入札参加者は様式1「入札書」に必要な事項を記載し、記名押印の上、あらかじめ示した日時及び場所において事業団職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に様式2「委任状」を提出させなければならない。

3 郵便による入札は認めない。

(入札の辞退)

第9条 決定を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 決定を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、様式3「入札辞退届」を提出して行う。

(2) 入札執行中にあつては、様式3「入札辞退届」又は金額欄に入札を辞退する旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の決定等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第 11 条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(開札)

第 12 条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち合わせて行う。

- 2 前項の場合において、入札参加者が立ち会わない時は、当該入札事務に関係のない事業団職員を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札
- (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (7) 記名及び押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第 14 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(くじによる落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない事業団職員がくじをひくものとする。

(入札結果の通知)

第 16 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。

なお、落札者がいない場合は、辞退した者を除き、最低の価格をもって入札をした者から順に随意契約を前提とした交渉を行う。

(契約書の作成)

第 17 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から事業団が指定する日までに契約書を作成し、記名押印の上、事業団が指定する場合には詳細見積書（工事費内訳書）を添えて提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。